



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則	生活衛生課
○長崎県有墓地使用条例施行規則の一部を改正する規則	〃
○長崎県旅館業法施行細則の一部を改正する規則	〃
○長崎県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則	〃
○長崎県興行場に関する規則の一部を改正する規則	〃
○長崎県理容に関する規則の一部を改正する規則	〃
○長崎県美容に関する規則の一部を改正する規則	〃
○長崎県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則	資源循環推進課
○建築士法施行細則の一部を改正する規則	建 築 課
◎ 告 示	
・救急病院の認定	医療政策課
・公有水面埋立ての免許	港 湾 課
◎ 公 告	
・大規模小売店舗の変更の届出	経 営 支 援 課
・大規模小売店舗の変更事項届出	〃
・土地改良区の設立に係る土地改良事業計画及び定款を適当とする旨の決定（2件）	農 村 整 備 課
・県営土地改良事業計画の決定	〃
・落札者等	物 品 管 理 室
◎ 正 誤	
○令和2年3月31日付け長崎県公報（号外(6)）中	総 務 文 書 課

規 則

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月6日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第58号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（昭和33年長崎県規則第43号）の一部を次のように改正する。

様式第1号の備考を次のように改める。

備考 施設所在地については、無店舗取次店にあっては、業務用車両の自動車登録番号又は車両番号及び車両の保管場所を記載すること。

様式第1号の2及び様式第1号の3備考を削る。

様式第2号の備考中3を削り、4を3とする。

様式第3号の備考を次のように改める。

備考 施設所在地については、無店舗取次店にあつては、業務用車両の自動車登録番号又は車両番号及び車両の保管場所を記載すること。

様式第3号の2中「戸籍謄本」を「戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」に改め、同様式の備考を次のように改める。

備考 施設所在地については、無店舗取次店にあつては、業務用車両の自動車登録番号又は車両番号及び車両の保管場所を記載すること。

様式第3号の3及び様式第3号の4の備考を次のように改める。

備考 施設所在地については、無店舗取次店にあつては、業務用車両の自動車登録番号又は車両番号及び車両の保管場所を記載すること。

様式第7号を次のように改める。

様式第7号（第9条関係）

クリーニング師免許申請書

年 月 日

長崎県知事 様

氏 名

クリーニング師の免許を受けたいので、関係書類及び手数料を添えて、申請します。

1 本 籍

2 住 所

3 氏 名

旧姓・通称名（併記を希望する場合）

4 生年月日

5 クリーニング師試験を合格した年度

- 注 1 免許証に旧姓の併記を希望する場合は、「旧姓・通称名」欄に旧姓を記入すること。
 2 外国籍の方で、免許証に通称名の併記を希望する場合は、「旧姓・通称名」欄に通称名を記入すること。
 備考 次の書類を添付すること。

- (1) 戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し（クリーニング師試験の申請時から氏名又は本籍に変更があった者については、戸籍謄本又は戸籍抄本）
 (2) 業務を行なおうとする場所を記載した書類

様式第8号を次のように改める。

様式第8号（第10条関係）

クリーニング師免許証再交付申請書

年 月 日

長崎県知事 様

氏 名

クリーニング師免許証の再交付を受けたいので、クリーニング業法施行規則第6条第1項の規定により、関係書類及び手数料を添えて申請します。

本籍(都道府県名)			
住 所			
免許証登録番号	第	号	
免許証登録年月日	年	月	日
旧姓・通称名 (併記を希望する場合)	(氏)		(名)
生 年 月 日	年	月	日
再交付申請の理由			

添付書類

破り又は汚した場合は、その免許証

- 注 1 免許証に旧姓の併記を希望する場合は、「旧姓・通称名」欄に旧姓を記入すること。
 2 外国籍の方で、免許証に通称名の併記を希望する場合は、「旧姓・通称名」欄に通称名を記入すること。

備考 この申請書の様式は、九州各県（熊本県、鹿児島県及び沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、申請書のあて先を書き換えていただければ、九州各県の申請書様式として利用できます。

様式第9号を次のように改める。

様式第9号（第10条関係）

クリーニング師免許証訂正申請書

年 月 日

長崎県知事 様

氏 名

下記のとおり本籍（氏名）を変更しましたので、関係書類及び手数料を添えて、免許証の訂正を申請します。

記

1 本 籍

2 住 所

3 氏名及び生年月日

旧姓・通称名（併記を希望する場合）

4 旧本籍又は旧氏名

5 変更年月日

注 1 免許証に旧姓の併記を希望する場合は、「旧姓・通称名」欄に旧姓を記入すること。

2 外国籍の方で、免許証に通称名の併記を希望する場合は、「旧姓・通称名」欄に通称名を記入すること。

備考 次の書類を添付すること。

(1) クリーニング師免許証

(2) 戸籍謄本又は抄本

様式第10号中「㊟」を削り、同様式の備考中「なお、氏名の記載については、記名押印又は自署のいずれかによること。」を削る。

様式第11号中「㊟」及び同様式備考を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

長崎県有墓地使用条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月6日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第59号

長崎県有墓地使用条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県有墓地使用条例施行規則（昭和46年長崎県規則第44号）の一部を次のように改正する。

様式第2号から様式第5号までの様式中「印」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

長崎県旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月6日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第60号

長崎県旅館業法施行細則の一部を改正する規則

長崎県旅館業法施行細則（平成12年長崎県規則第52号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後				改正前			
(水質基準等) 第2条 条例第3条第1項第4号ア及び第4条第4号ア(浴槽水に係るものを除く。)に規定する規則で定める基準は、次の表の区分の欄に掲げる事項について同表の検査方法の欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の基準の欄に掲げる基準に適合するものとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、同欄に規定する基準によることが困難で、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないと知事が認めるときは、同表の1の項から4の項までに規定する基準の全部又は一部を適用しないことができる。				(水質基準等) 第2条 条例第3条第1項第7号ア及び第4条第5号ア(浴槽水に係るものを除く。)に規定する規則で定める基準は、次の表の区分の欄に掲げる事項について同表の検査方法の欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の基準の欄に掲げる基準に適合するものとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、同欄に規定する基準によることが困難で、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないと知事が認めるときは、同表の1の項から4の項までに規定する基準の全部又は一部を適用しないことができる。			
	区分	基準	検査方法		区分	基準	検査方法
略				略			
3	pH値	5.8以上8.6以下であること	ガラス電極法	3	ペーハー(pH)値	5.8以上8.6以下であること	ガラス電極法又は比色法
4	有機物(全有機炭素(TOC)の量)又は過マンガン酸カリウム消費量	有機物(全有機炭素(TOC)の量)が3mg/L以下又は過マンガン酸カリウム消費量が10mg/L以下であること	全有機炭素計測定法又は滴定法	4	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	1リットル中10ミリグラム以下であること	滴定法
5	大腸菌	検出されないこと	特定酵素基質培地法	5	大腸菌群	50ミリリットル中に検出されないこと	乳糖ブイヨン－グリリアントグリーン乳糖胆汁ブイヨン培地法又は特定酵素基質培地法
6	レジオネラ属菌	検出されないこと(10cfu/100mL未満)	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	6	レジオネラ属菌	検出されないこと(100ミリリットル中に10CFU未満)	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法
2 条例第4条第4号ア(浴槽水に係るものに限る。)に規定する規則で定める基準は、次の表の区分の欄に掲げる事項について同表の検査方法の欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の基準の欄に掲げる基準に適合するものとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、同欄に規定する基準によることが困難で、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないと知事が認めるときは、同表の1の項又は2の項に規定する基準のいずれか又は双方を適用しないことができる。				2 条例第4条第5号ア(浴槽水に係るものに限る。)に規定する規則で定める基準は、次の表の区分の欄に掲げる事項について同表の検査方法の欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の基準の欄に掲げる基準に適合するものとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、同欄に規定する基準によることが困難で、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないと知事が認めるときは、同表の1の項又は2の項に規定する基準のいずれか又は双方を適用しないことができる。			

	区分	基準	検査方法		区分	基準	検査方法
	略				略		
2	有機物（全有機炭素（TOC）の量）又は過マンガン酸カリウム消費量	有機物（全有機炭素（TOC）の量）が8mg/L以下又は過マンガン酸カリウム消費量が25mg/L以下であること	全有機炭素計測定法又は滴定法	2	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	1リットル中25ミリグラム以下であること	滴定法
3	大腸菌群	1個/mL以下であること	略	3	大腸菌群	1ミリリットル中に1個以下であること	略
4	レジオネラ属菌	検出されないこと（10cfu/100mL未満）	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	4	レジオネラ属菌	検出されないこと（100ミリリットル中に10CFU未満）	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第3条関係）

旅 館 業 営 業 許 可 申 請 書

年 月 日

保 健 所 長 様

申請者 氏 名 法人にあつては、
名称および代表者氏名

次のとおり営業したいので、旅館業法第3条第1項の規定により、申請します。

1 申請者	氏 名 <small>（法人にあつては、 名称および代表者氏名）</small>		生年月日	年 月 日
	住 所 <small>（法人にあつては、 所在地）</small>			
2 営業施設所在地				
3 営業施設の名称 屋号又は商号		営業の 種 別	旅館・ホテル、簡易宿所、下宿	
4 旅館業法施行規則第5条第1項に該当することの有無	有 無	そ の 内 容	1 キャンプ場、スキー場、海水浴場等において特定の季節に限り営業する施設 2 交通が著しく不便な地域にある施設であつて、利用度の低いもの 3 体育会、博覧会等のために一時的に営業する施設 4 農林漁業体験民宿業を営む施設	
5 営業施設の構造 設備の概要				
6 法第3条第2項各号に 該当することの有無	有 無	そ の 内 容		
7 添 付 書 類	(イ) 営業施設の構造設備を記載した図面 (ロ) 法人の場合は、定款又は寄附行為の写し (ハ) 付近100メートル以内の見取り図			

様式第2号中「経営」を「営業」に改める。

様式第3号中「印」を削り、「ホテル、旅館」を「旅館・ホテル」に改め、「平成」を削り、同様式備考中「なお、氏名の記載については、記名押印又は自署のいずれかによること。」を削る。

様式第4号中「平成」及び「印」を削り、「法第3条第2項第1号から第3号までに該当の有無」を「法第3条第2項各号に該当することの有無」に改め、同様式備考中「なお、氏名の記載については、記名押印又は自署のいずれかによること。」を削る。

様式第4号の2中「平成」及び「印」を削り、「法第3条第2項第1号から第3号までに該当の有無」を「法第3条第2項各号に該当することの有無」に改め、同様式中備考を削る。

様式第6号中「平成」を削り、「法第3条第2項第1号から第3号までに該当の有無」を「法第3条第2項各号（第7号を除く。）に該当することの有無」に、「戸籍謄本」を「戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務

省令第18号) 第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」に改め、同様式中備考を削る。

様式第7号中「印」を削り、「記名押印」を「記名」に改める。

様式第9号から様式第11号までの様式中「印」を削り、「ホテル、旅館」を「旅館・ホテル」に改め、これらの様式備考中「なお、氏名の記載については、記名押印又は自署のいずれかによること。」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

長崎県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月6日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第61号

長崎県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

長崎県公衆浴場法施行細則（平成12年長崎県規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後				改正前			
(水質基準等) 第2条 条例第4条第3号ア及び第5条第14号ア（浴槽水に係るものを除く。）に規定する規則で定める基準は、次の表の区分の欄に掲げる事項について同表の検査方法の欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の基準の欄に掲げる基準に適合するものとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、同欄に規定する基準によることが困難で、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないと知事が認めるときは、同表の1の項から4の項までに規定する基準の全部又は一部を適用しないことができる。				(水質基準等) 第2条 条例第4条第3号ア及び第5条第15号ア（浴槽水に係るものを除く。）に規定する規則で定める基準は、次の表の区分の欄に掲げる事項について同表の検査方法の欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の基準の欄に掲げる基準に適合するものとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、同欄に規定する基準によることが困難で、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないと知事が認めるときは、同表の1の項から4の項までに規定する基準の全部又は一部を適用しないことができる。			
	区分	基準	検査方法		区分	基準	検査方法
略				略			
3	pH値	5.8以上8.6以下であること	ガラス電極法	3	ペーハー (pH) 値	5.8以上8.6以下であること	ガラス電極法又は比色法
4	有機物（全有機炭素（TOC）の量）又は過マンガン酸カリウム消費量	有機物（全有機炭素（TOC）の量）が3mg/L以下又は過マンガン酸カリウム消費量が10mg/L以下であること	全有機炭素計測定法又は滴定法	4	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	1リットル中10ミリグラム以下であること	滴定法
5	大腸菌	検出されないこと	特定酵素基質培地法	5	大腸菌群	50ミリリットル中に検出されないこと	乳糖ブイヨン－ブリアントグリーン乳糖胆汁ブイヨン培地法又は特定酵素基質培地法
6	レジオネラ属菌	検出されないこと（10cfu/100mL未満）	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	6	レジオネラ属菌	検出されないこと（100ミリリットル中に10CFU未満）	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法
2 条例第5条第14号ア（浴槽水に係るものに限る。）に規定する規則で定める基準は、次の表の区分の欄に掲げる事項について同表の検査方法の欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の基準の欄に掲げる基準に適合するも				2 条例第5条第15号ア（浴槽水に係るものに限る。）に規定する規則で定める基準は、次の表の区分の欄に掲げる事項について同表の検査方法の欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の基準の欄に掲げる基準に適合するも			

のとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、同欄に規定する基準によることが困難で、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないと知事が認めるときは、同表の1の項又は2の項に規定する基準のいずれか又は双方を適用しないことができる。

のとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、同欄に規定する基準によることが困難で、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないと知事が認めるときは、同表の1の項又は2の項に規定する基準のいずれか又は双方を適用しないことができる。

	区分	基準	検査方法
略			
2	有機物（全有機炭素（TOC）の量）又は過マンガン酸カリウム消費量	有機物（全有機炭素（TOC）の量）が8mg/L以下又は過マンガン酸カリウム消費量が25mg/L以下であること	全有機炭素計測定法又は滴定法
3	大腸菌群	1個/mL以下であること	略
4	レジオネラ属菌	検出されないこと（10cfu/100mL未満）	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法

	区分	基準	検査方法
略			
2	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	1リットル中25ミリグラム以下であること	滴定法
3	大腸菌群	1ミリリットル中に1個以下であること	略
4	レジオネラ属菌	検出されないこと（100ミリリットル中に10CFU未満）	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

様式第1号中「印」を削る。

様式第3号中「印」を削り、同様式備考中「なお、氏名の記載については、記名押印又は自署のいずれかによること。」を削る。

様式第4号中「平成」を削り、「戸籍謄本」を「戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」に改め、同様式中備考を削る。

様式第5号中「印」を削り、同様式※中「記名押印」を「記名」に改める。

様式第6号中「平成」及び「印」を削り、同様式備考中「なお、氏名の記載については、記名押印又は自署のいずれかによること。」を削る。

様式第6号の2中「平成」及び「印」を削り、同様式中備考を削る。

様式第7号から様式第9号までの様式中「印」を削り、これらの様式備考中「なお、氏名の記載については、記名押印又は自署のいずれかによること。」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

長崎県興行場に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月6日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第62号

長崎県興行場に関する規則の一部を改正する規則

長崎県興行場に関する規則（平成12年長崎県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（地位の承継の届出） 第4条 略 2 条例第3条第2項に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。 (1) 相続による場合 ア <u>戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第</u>	（地位の承継の届出） 第4条 略 2 条例第3条第2項に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。 (1) 相続による場合 ア 戸籍謄本

18号) 第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し	
イ 略 (2)~(3) 略	イ 略 (2)~(3) 略

様式第1号中「印」を削る。

様式第3号中「印」を削り、同様式備考中「なお、氏名の記載については、記名押印又は自署のいずれかによること。」を削る。

様式第4号中「平成」及び「印」を削り、「戸籍謄本」を「戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」に改め、同様式備考を削る。

様式第5号中「平成」及び「印」を削り、同様式備考中「なお、氏名の記載については、記名押印又は自署のいずれかによること。」を削る。

様式第5号の2中「平成」及び「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第6号中「印」を削り、「記名押印」を「記名」に改める。

様式第7号から様式第9号までの様式中「印」を削り、同様式備考中「なお、氏名の記載については、記名押印又は自署のいずれかによること。」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

長崎県理容に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月6日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第63号

長崎県理容に関する規則の一部を改正する規則

長崎県理容に関する規則（平成13年長崎県規則第45号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「印」及び備考を削る。

様式第2号中「印」及び「なお、氏名の記載については、記名押印又は自署のいずれかによること。」を削る。

様式第4号から様式第6号までの様式中「印」及び備考を削る。

様式第7号中「㊤」を削り、「戸籍謄本」を「戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」に改め、備考を削る。

様式第8号及び様式第8号の2中「㊤」及び備考を削る。

様式第10号及び様式第11号中「印」及び備考を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

長崎県美容に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月6日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第64号

長崎県美容に関する規則の一部を改正する規則

長崎県美容に関する規則（平成13年長崎県規則第46号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第2号中「なお、氏名の記載については、記名押印又は自署のいずれかによること。」を削る。

様式第4号から様式第6号までの様式中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第7号中「㊤」を削り、「戸籍謄本」を「戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」に改め、同様式備考を削る。

様式第8号及び様式第8号の2中「㊤」を削り、同様式備考を削る。

様式第9号中「美容師法第11条の2」を「美容師法第12条」に改める。

様式第10号及び様式第11号中「印」を削り、同様式備考を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

長崎県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月6日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第65号

長崎県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

長崎県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成7年長崎県規則第32号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（第3面）を次のように改める。

（第3面）

△埋立処分の計画（最終処分の場合）			
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項			
申請者（個人である場合）			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍	住 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住 所	
法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合）			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍	住 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住 所	
役員（法定代理人が法人である場合）			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍	住 所
	役職名・呼称		
役員（申請者が法人である場合）			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍	住 所
	役職名・呼称		

様式第1号（第4面）備考6中「規定する」を「記載する」に、「遂行する」を「執行する」に改める。

様式第3号中「竣工」を「竣功」に改める。

様式第6号（第1面）及び（第2面）を次のように改める。

様式第6号（第7条関係）

（第1面）

一般廃棄物処理施設変更許可申請書																
年 月 日																
長崎県知事	様															
申請者 住 所 氏 名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号																
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。																
一般廃棄物処理施設を設置する事業場の名称																
一般廃棄物処理施設の設置の場所																
一般廃棄物処理施設の種類																
許可の年月日	年 月 日															
許可番号																
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）															
	一般廃棄物処理施設の処理能力	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"> 変 更 後 </td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> 変 更 前 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> $m^3/日$ () 時間 </td> <td style="text-align: center;"> $m^3/日$ () 時間 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> $t/日$ () 時間 </td> <td style="text-align: center;"> $t/日$ () 時間 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> $m^3/時間$ </td> <td style="text-align: center;"> $m^3/時間$ </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> $t/時間$ </td> <td style="text-align: center;"> $t/時間$ </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> 面積 m^2 </td> <td style="text-align: center;"> 面積 m^2 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> 埋立容量 m^3 </td> <td style="text-align: center;"> 埋立容量 m^3 </td> </tr> </table>	変 更 後	変 更 前	$m^3/日$ () 時間	$m^3/日$ () 時間	$t/日$ () 時間	$t/日$ () 時間	$m^3/時間$	$m^3/時間$	$t/時間$	$t/時間$	面積 m^2	面積 m^2	埋立容量 m^3	埋立容量 m^3
	変 更 後	変 更 前														
	$m^3/日$ () 時間	$m^3/日$ () 時間														
	$t/日$ () 時間	$t/日$ () 時間														
	$m^3/時間$	$m^3/時間$														
$t/時間$	$t/時間$															
面積 m^2	面積 m^2															
埋立容量 m^3	埋立容量 m^3															
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画																

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画		
変更の理由		
着工予定年月日		年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日
※許可年月日		年 月 日
※許可番号		
※事務処理欄		

(第2面)

申請者 (個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 住 所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称		住 所
法定代理人 (申請者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 住 所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称		住 所
役員 (法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名・呼称	本 籍 住 所
役員 (申請者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名・呼称	本 籍 住 所

様式第6号(第3面)備考3(2)中「変更後処理系統図」を「変更後の処理系統図」に、同様式(第3面)備考3(5)中「総理府令」を「省令」に、同様式(第3面)備考7中「規定する」を「記載する」に、「遂行する」を「執行する」に改める。

様式第7号(表)を次のように改める。

様式第7号(第8条関係)

(表)

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書		年 月 日
長崎県知事 様		
届出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号		
一般廃棄物処理施設を軽微変更等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項(同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。		
一般廃棄物処理施設を設置する事業場の名称		
一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
許可の年月日及び許可番号 又は届出の年月日	許可・届出 年 月 日 第 号	
変更の内容	△軽微な変更	
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の変更	
	△規則第5条の4(第5条の9において準用する場合を含む。)に掲げる事項の変更(同条第6号関係を除く。)	
規則第5条の4第6号に掲げる事項		
(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更		
(ふりがな) 名 称	住 所	
(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員(法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む)、株主、出資をしている者及び使用人の変更		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役 職 名 ・ 呼 称	本 籍 住 所

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

様式第8号(裏)中「石綿含有一般廃棄物」を「石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物」に改める。

様式第9号(表)中「埋立てた」を「埋め立てた」に、「石綿含有一般廃棄物」を「石綿含有一般廃棄物又は基準適合水銀処理物」に改める。

様式第14号中「㊦」を削る。

様式第16号(表)を次のように改める。

様式第16号(第19条関係)

(表)

一般廃棄物処理施設変更届出書		年 月 日
長崎県知事 様		届出者 名 称 代表者の氏名
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第9項の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の変更について届け出ます。</p>		
一般廃棄物処理施設を設置する事業場の名称		
一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種 類		
届 出 の 年 月 日		年 月 日
届 出 番 号		
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	
	一般廃棄物処理施設の処理能力	変 更 後 m ³ /日 () 時間 t /日 () 時間 m ³ /時間 t /時間
		変 更 前 m ³ /日 () 時間 t /日 () 時間 m ³ /時間 t /時間
	面積	m ²
埋立容量	m ³	埋立容量 m ³
	△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画	
	△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画	
変 更 の 理 由		
着 工 予 定 年 月 日		年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日
※ 事 務 処 理 欄		

様式第16号(裏)備考3(5)中「大腸菌郡数等」を「大腸菌群数等」に、「総理府令」を「省令」に改める。

様式第17号(第2面)を次のように改める。

(第2面)

申請者（個人である場合）			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍	
		住 所	
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住 所	
法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合）			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍	
		住 所	
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住 所	
役員（法定代理人が法人である場合）			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍	
	役職名・呼称	住 所	
役員（申請者が法人である場合）			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍	
	役職名・呼称	住 所	

様式第17号（第3面）備考3中「規定する」を「記載する」に、「遂行する」を「執行する」に改める。
 様式第18号（第3面）を次のように改める。

(第3面)

⑬合併後存続する法人又は合併によって設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、役員となる者

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

⑭合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主となる者又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者となる者

発行済株式の総数	株	出資の額	本 籍
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額	住 所
		割 合	

⑮合併後存続する法人若しくは合併によって設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、令第4条の7に規定する使用人となる者

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 申請者欄には、合併又は分割の当事者が連名すること。
- ⑩～⑮の欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- ⑩及び⑬の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

様式第19号（裏）を次のように改める。

(裏)

相続人		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
		住 所

法定代理人（相続人が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合）			
（個人である場合）			
（ふりがな） 氏 名	生 年 月 日	本 住 所	籍 所
（法人である場合）			
（ふりがな） 名 称		住 所	
役員（法定代理人が法人である場合）			
（ふりがな） 氏 名	生 年 月 日	本 住 所	籍 所
	役 職 名 ・ 呼 称		
令第4条の7に規定する使用人（相続人に当該使用人がある場合）			
（ふりがな） 氏 名	生 年 月 日	本 住 所	籍 所
	役 職 名 ・ 呼 称		
備考			
1 ※欄は記入しないこと。			
2 「相続人」の欄から「令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。			
3 この届出書は、相続の日から30日以内に提出すること。			
※手数料欄			

様式第20号及び様式第21号、様式第22号（表）、様式第24号（表）、様式第25号から様式第27号まで、様式第28号（表）並びに様式第30号から様式第32号までの様式中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月6日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第66号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和26年長崎県規則第26号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第4号及び様式第4号の2中「印」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

長崎県告示第337号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき、次のとおり救急病院として認定した。

令和3年4月6日

長崎県知事 中村 法道

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
地方独立行政法人長崎市立病院機構 長崎みなとメディカルセンター	長崎市新地町6番39号	令和3年4月1日	令和6年3月31日
長崎県島原病院	島原市下川尻町7895番地	令和3年4月1日	令和6年3月31日
長崎県五島中央病院	五島市吉久木町205番地	令和3年4月1日	令和6年3月31日
長崎県富江病院	五島市富江町狩立499番地	令和3年4月1日	令和6年3月31日
長崎県上五島病院	南松浦郡新上五島町青方郷1549-11	令和3年4月1日	令和6年3月31日
長崎県壱岐病院	壱岐市郷ノ浦町東触1626番地	令和3年4月1日	令和6年3月31日
長崎県上対馬病院	対馬市上対馬町比田勝630番地	令和3年4月1日	令和6年3月31日

長崎県告示第338号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面埋立てを免許した。

令和3年4月6日

比田勝港港湾管理者 長崎県
代表者 長崎県知事 中村 法道

- 1 埋立ての免許年月日
令和3年3月29日
- 2 埋立ての免許を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所
名 称 長崎県
所在地 長崎県長崎市尾上町3番1号
代表者の氏名 長崎県知事 中村 法道
代表者の住所 長崎県長崎市尾上町3番1号
- 3 埋立区域
 - ア 位置
長崎県対馬市上対馬町古里字在所陰13番3から比田勝字ダラノ木1000番12の地先公有水面
 - イ 区域
省略（縦覧図書のとおり）
 - ウ 面積
1,917.91平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

長崎県対馬市上対馬町古里字在所陰13番3、1番1、1番2、504番2、504番11、504番1、504番10、504番3、504番6、比田勝字ダラノ木1000番12、1000番11の各地内並びに古里字在所陽497番21から比田勝字ダラノ木1000番11に至る地先公有水面

イ 区域

省略（縦覧図書のとおり）

ウ 面積

9,789.42平方メートル

5 埋立地の用途

港湾施設用地

公 告

大規模小売店舗の変更の届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和3年4月6日

長崎県知事 中村 法道

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ諫早

長崎県諫早市久山町1270番地1 外3筆

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

オリックス株式会社 代表執行役 井上 亮

東京都港区浜松町2丁目4番1号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

① 株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井 正

山口県山口市佐山717番地1

② 株式会社西松屋チェーン 代表取締役 大村 禎史

兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1

（変更後）

① 株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井 正

山口県山口市佐山10717番地1

② 株式会社西松屋チェーン 代表取締役 大村 浩一

兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1

(4) 変更の年月日

① 令和2年7月17日

② 令和2年8月21日

2 届出年月日

令和3年3月24日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課、諫早市商工振興部商工観光課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和3年4月6日

長崎県知事 中村 法道

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
OKホーム&ガーデン長与店
長崎県西彼杵郡長与町高田郷1街区5号 外
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳
東京都千代田区麴町五丁目1番地1
- (3) 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所
(変更前) 株式会社ホームインプルーブメントひろせ 代表取締役 中澤 孝志
大分市大字古国府243番地9
(変更後) 株式会社ホームインプルーブメントひろせ 代表取締役 中澤 孝志
大分市古国府四丁目7番13号
- (4) 変更の年月日
令和3年1月16日

2 届出年月日

令和3年3月24日

3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
- (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課及び長与町建設産業部産業振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

土地改良区の設立に係る土地改良事業計画及び定款を適当とする旨の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第1項の規定に基づき、下記の土地改良区設立に係る土地改良事業計画及び定款を適当と決定したので、同条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画及び定款については、同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に異議の申出をすることができる。

令和3年4月6日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 鈴田内倉土地改良区

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 鈴田内倉土地改良区設立に係る土地改良事業計画書の写し
- (2) 定款の写し

2 縦覧期間

令和3年4月6日から令和3年4月26日まで

3 縦覧場所

平 日：大村市役所産業振興部農林水産整備課

土日祝日：大村市役所宿直室

土地改良区の設立に係る土地改良事業計画及び定款を適当とする旨の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第1項の規定に基づき、下記の土地改良区設立に係る土地改良事業計画及び定款を適当と決定したので、同条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画及び定款については、同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に異議の申出をすることができる。

令和3年4月6日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 柳新田土地改良区

1 縦覧に供すべき書類の名称

(1) 柳新田土地改良区設立に係る土地改良事業計画書の写し

(2) 定款の写し

2 縦覧期間

令和3年4月6日から令和3年4月26日まで

3 縦覧場所

平 日：諫早市役所農林水産部農地保全課

土日祝日：諫早市役所本館1階管理室

県営土地改良事業計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営鈴田・内倉地区土地改良事業（区画整理工、農業用排水施設工）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年4月6日

長崎県知事 中村 法道

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営鈴田・内倉地区土地改良事業計画書

2 縦覧期間

令和3年4月6日から令和3年4月26日まで

3 縦覧場所

平 日：大村市役所産業振興部農林水産整備課

土日祝日：大村市役所宿直室

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

令和3年4月6日

長崎県知事 中村 法道

1 物品名及び数量

3入札第2号 船舶用燃料（免税軽油）【単価契約】 予定数量 912,000リットル

- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県出納局物品管理室
〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話095-895-2881
- 3 調達方法
購入
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和3年3月26日
- 6 落札者
長崎市五島町2番27号
長崎県漁業協同組合連合会 代表理事会長 高平 真二
- 7 落札価格（消費税及び地方消費税を含まない額）
92.0円
- 8 入札公告日
令和3年2月12日
- 9 落札方式
最低価格

正 誤

令和2年3月31日付け長崎県公報（号外(6)）中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
21	27	保管文書	保管文書
21	27	保存文書	保存文書

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二一一一
二一一四

印刷所
長崎市榑島町八番十二号

株式会社
寺クイックプリント
田宏弥